

自由金利型定期預金〔M型〕〈複利型〉  
(ふれあいプレミアムⅦ)

平成29年3月1日現在

1.商品名 (愛称)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・期間限定特別定期預金「ふれあいプレミアムⅦ」 (スーパー定期複利型)</li> <li>(ふれあいプレミアムⅦ)</li> <li>・取扱期間 平成29年3月1日～平成29年9月29日</li> </ul>
2.販売対象	・「退職金」新規お預入れの個人の方。
3.期 間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定型方式・・・3年、4年、5年</li> <li>・満期日指定方式・・・3年超5年未満</li> <li>・自動継続の取扱いはできません。</li> </ul>
4.預 入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一括預入</li> <li>・100万円以上</li> <li>・1円単位</li> </ul>
5.払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します。
6.利 息 (1)適用金利  (2)利払方法 (3)計算方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・固定金利</li> <li>預入期間3年以上5年未満 「スーパー定期」店頭表示金利+0.1%を約定利率として満期日まで適用します。</li> <li>預入期間5年 「スーパー定期」店頭表示金利+0.2%を約定利率として満期日まで適用します。</li> <li>※公的年金を当金庫で受け取りされる方および受け取られている方は、上記の各適用金利の預入期間3年以上5年未満に+0.05%、預入期間5年に+0.1%を上乗せいたします。</li> <li>・満期日以後に一括して支払ます。</li> <li>・付利単位を1円とし、預入日から満期日の前日までの日数について1年を365日とする日割計算で、6ヶ月毎の複利計算となります。</li> </ul>
7.税 金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お利息には、20.315% (国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。</li> <li>(ただし、マル優をご利用の場合は除きます)</li> <li>※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には「復興特別所得税」が追加課税されております。</li> </ul>
8.手数料	—
9.付加できる特約事項	・マル優の取扱いができます。
10.中途解約時の 取扱い	・満期日前に解約する場合は、別表の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により6ヶ月毎の複利で計算した期限前解約利息とともに支払います。
11.金利情報の入手方法	・店頭備え付けの金利表示ボードをご覧ください。窓口へご照会ください。
12.苦情処理措置・ 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部(9時～17時、電話:0197-23-2498、FAX:0197-25-7073)にお申し出ください。</li> <li>・紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</li> </ul>
13.その他参考と なる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・証書式のみのお取扱いとし、通帳式および総合口座でのお取扱いはできません。</li> <li>・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。</li> <li>・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息等が保護されます。)</li> </ul>